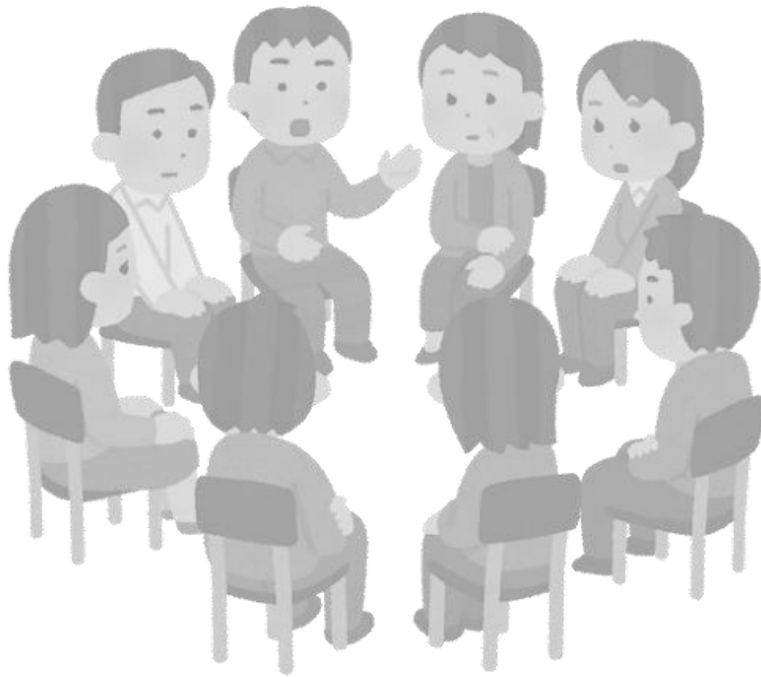


令和3年度

第4回

大洲市地域自治組織再編検討会議



令和3年12月20日

大洲市・大洲市教育委員会

## 大洲市地域自治組織再編検討会議委員名簿

令和3年10月8日現在

No.	団体名	役職	氏名	備考
1	自治会連絡会議（会長）	肱北地区自治会長	口井 睦雄	大洲 副委員長
2	自治会連絡会議（副会長）	長浜自治会長	東 信利	長浜
3	自治会連絡会議（副会長）	肱川中央自治会長	藤高 茂治	肱川
4	自治会連絡会議（副会長）	北平自治会長	土居 敏	河辺
5	自治会連絡会議	若宮地域自治会長	井上 國友	大洲
6	自治会連絡会議	平野自治会長	明後 久利	大洲
7	自治会連絡会議	南久米自治会長	玉木 妙子	大洲
8	自治会連絡会議	菅田自治会長	小川 陽一	大洲
9	自治会連絡会議	三善自治会長（三善公民館長）	窪田 亀一	大洲
10	自治会連絡会議	出海自治会長	東浦 義隆	長浜
11	公民館長会（館長代表）	中央公民館長	藤岡 朋	大洲 副委員長
12	公民館長会（館長副代表）	長浜公民館長	重松 直博	長浜
13	公民館長会（地区代表）	肱南公民館長	森永 茂	大洲
14	公民館長会（地区代表）	肱川公民館長	山田 晴夫	肱川
15	公民館長会（地区代表）	河辺公民館長	長岡 勇	河辺
16	公民館長会	豊茂公民館長	藤淵 良子	長浜
17	公民館長会	白滝公民館長	日野 精治	長浜
18	大洲市議会	総務企画委員会委員長	松徳 憲二	—
19	大洲市議会	厚生文教委員会委員長	武田 典久	—
20	愛媛大学	法文学部准教授	太田 響子	— 委員長

## 第4回大洲市地域自治組織再編検討会議次第

日 時 令和3年12月20日（月）  
午後2時00分～  
場 所 大洲市役所2階大ホール

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

### 3 議 事

議題1 地区コミュニティセンター（仮称）に備える機能について

議題2 地区コミュニティセンター（仮称）の設置基準について

### 4 その他

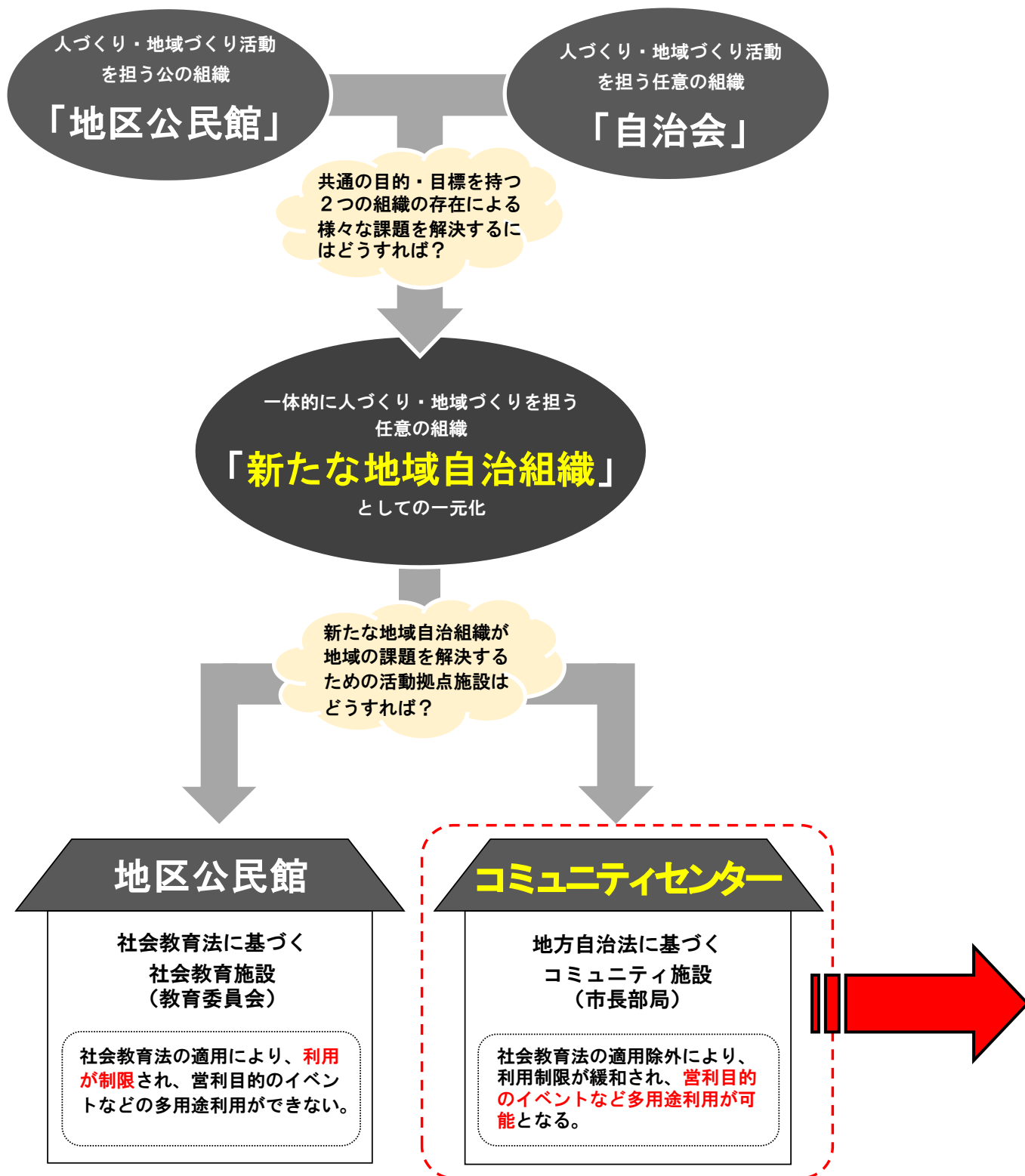
報告1 委員質問・意見への回答・事例紹介について

### 5 閉 会

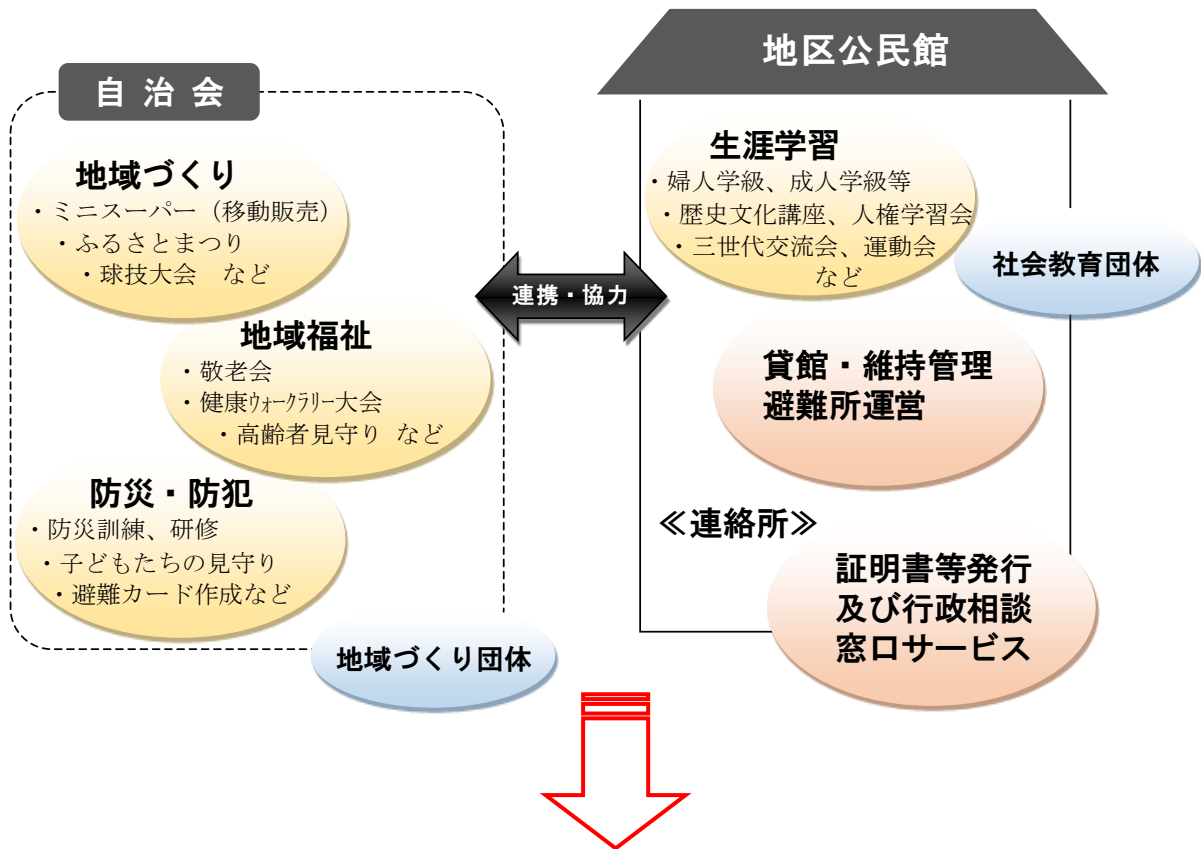
# 議題1 地区コミュニティセンター（仮称）に備える機能について

【備える機能】 基本、現行のまま引き継ぐ。

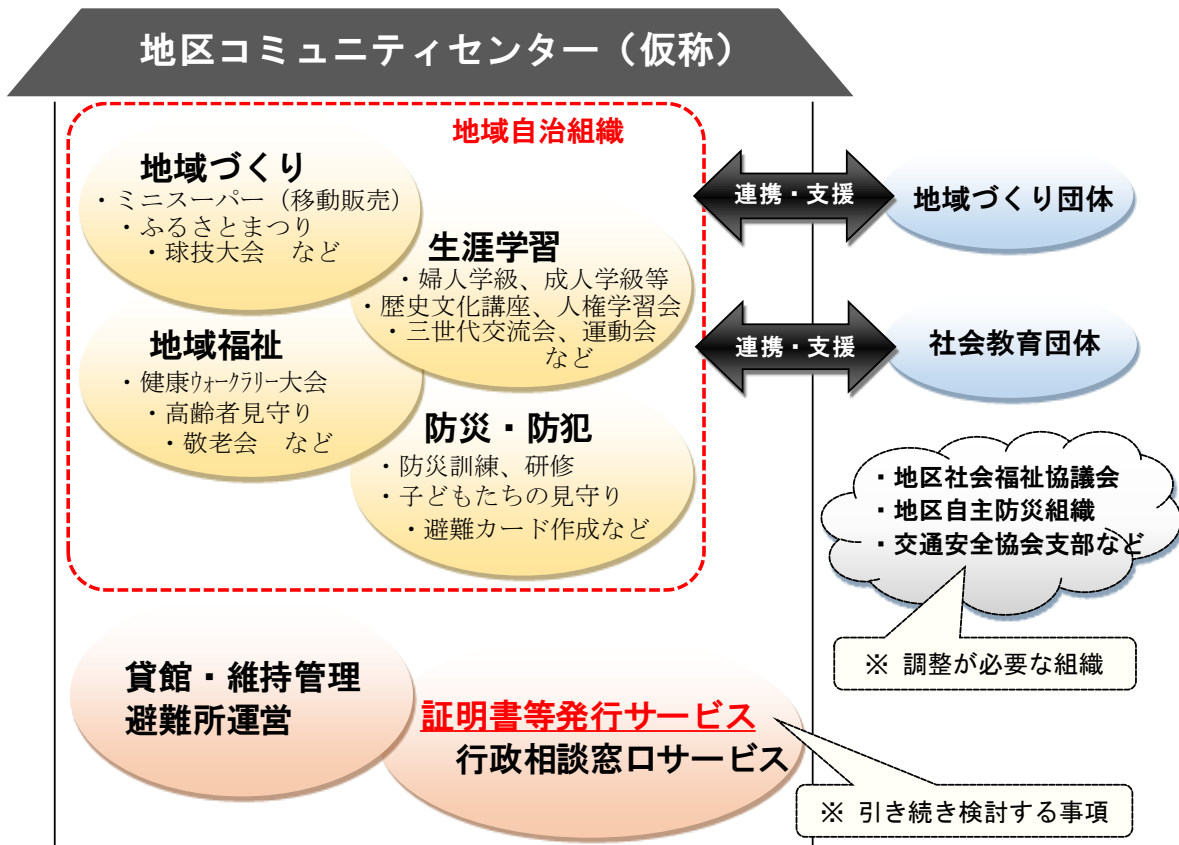
※ ただし、「証明書等発行サービス」については、DX推進計画を踏まえた新たなサービス提供の方法を検討する。



## 現行の機能



## 地区コミュニティセンター(仮称)の機能



※「証明書等発行サービスについては、DX推進計画を踏まえた、新たなサービス提供の方法を検討するため、引き続き検討する事項とするもの。

## 議題2 地区コミュニティセンター（仮称）の設置基準について

### 【設置基準】 1組織1施設（センター）

※ 区域内に2施設以上ある場合は、分館として位置付ける。

### 【整備基準】 旧耐震基準の施設（センター）を計画的に整備する。

※ 第1期：昭和40年代建築施設、第2期：昭和50年代建築施設

※ 分館については、維持管理に努め、可能な限り、これまでどおり使用するが、センターの整備を優先する。

No.	自治会名	公民館・分館名	建築年		市指定 避難所	地区別世帯人口		
			センター	分館		世帯数	人口	高齢化率
1	肱南自治会	肱南公民館	S49		○	1,783	3,715	33.6
2	久米自治会	久米公民館	H2		○	1,213	2,542	31.6
3	肱北地区自治会	肱北公民館	S52		○	1,176	2,330	35.4
4	若宮地域自治会	// 若宮分館	H10			1,453	3,240	
5	五郎自治会	// 五郎分館	S56		○	472	1,120	25.7
6	田口地区自治会	// 田口分館	H8			1,018	2,169	
7	たいら自治会	平公民館	H4		○	1,922	4,137	27.2
8	平野自治会	平野公民館	S63		○	917	1,984	39.7
		// 平地上分館		H26	○			
9	南久米自治会	南久米公民館	S56		○	592	1,244	40.0
10	菅田自治会	菅田公民館	S54/H4		○	1,537	3,355	35.0
11	大川自治振興会	大川公民館	S55		○	357	703	52.3
		// 蔵川分館		S59	○			
12	柳沢自治会	柳沢公民館	S58		○	209	431	58.7
		// 田処分館		H7	○			
13	新谷自治会	新谷公民館	S55		○	1,496	3,311	33.3
		// 喜多山分館		H19	○			
14	三善自治会	三善公民館	S52		○	396	833	39.3
15	八多喜自治会	八多喜公民館	S57		○	738	1,603	38.6
16	上須戒自治会	上須戒公民館	S46		○	196	385	55.3
17	長浜自治会	長浜公民館	H6		○	956	1,823	45.8
		// 青島分館		H2	○			
18	沖浦自治会	沖浦公民館	H10		○	326	593	44.0
19	今坊自治会	今坊公民館	H7		○	175	348	46.5
20	櫛生地域自治会	櫛生公民館	S63		○	247	493	51.7
21	出海自治会	出海公民館	S41		○	206	395	52.6
22	大和自治会	大和公民館	R2		○	450	1,019	42.9
23	豊茂自治会	豊茂公民館	S43		○	178	339	56.6
24	白滝自治会	白滝公民館	S42		○	527	1,061	53.3
		// 戒川分館		H2				
		// 柴分館		S47	○			
25	肱川中央自治会	肱川公民館	S46		○	312	652	46.6
26	正山自治会	// 正山分館	H8		○	223	543	37.9
27	大谷自治会	// 大谷分館	H16		○	159	346	46.2
28	岩谷地域自治会	// 岩谷分館	(R4)		○	86	116	82.7
29	予子林自治会	// 予子林分館	H17		○	112	257	44.7
30	植松自治会	河辺公民館	S53			106	182	63.7
		// 植松分館		H16				
31	坂本自治会	// 坂本分館	H2		○	92	175	62.2
32	大伍自治会	// 大伍分館	H1			65	98	75.5
33	北平自治会	// 北平分館	H6		○	90	141	68.0
合 計			33	8				

注1) 建築年のうち、旧耐震基準の昭和49年以前を青、昭和50年以降を緑で表示

注2) 世帯数・人口・高齢化率は令和3年3月31日現在、( )は内数

注3) 世帯数100世帯以下、人口200人以下、高齢化率50%以上を赤で表示

## 報告 1 委員質問・意見への回答・事例紹介について

委員の皆様からいただいたご質問・ご意見について、全国の事例紹介やイメージ図等を用いながら、次のとおり回答させていただきます。

番号	委員質問・意見	回答・事例紹介	
施設利用		議題 2 参照	
1	避難場所に適しているのか。	<p>「議題 2 設置基準」を踏まえて、計画的に施設の整備・耐震化を進めます。</p> <p>なお、避難所については、大きな地震等があった場合、施設が利用可能かどうか確認した上で開設します。</p>	
2	耐震も含めコミュニティセンターとして利用できるのか。		
組織		7 ページ参照	
3	イメージ図のセンター長と、地域自治組織の中にある会長は別なのか、それとも兼務なのか。	<p>コミュニティセンター化に伴い、現在の自治会や部会、規約等については、大きな変更は必要ないと考えています。</p> <p>センター長は、コミュニティセンター（仮称）の所掌業務の責任者となり、地域自治組織が指定管理者となる場合は、会長が兼務することが多いようです。</p>	
4	センター長の勤務は常勤か、それとも非常勤か。		
5	部会の長は、それぞれ別の人なのか。いくつか兼務も可能なのか。		
6	地域によって異なると思われませんが、地域自主組織（部会等）について、市側として基本的な基準があればお聞かせください。		
7	一元化による自治会・公民館の部会再編と事業等の見直し		
8	コミュニティセンター化での区長の位置付け（自主組織の中）と区長業務は、どのように。		
9	規約の見直し		
10	生涯学習課から中央公民館が外れるのか。		
組織の再編			8 ページ参照
11	分館も含め再区分があるのか。		<p>役員のなり手不足の解消や持続可能な活動の推進には、一定規模の人口・世帯数が必要であると考えています。</p> <p>自治会の合意による再編が前提となるため、統合・再編が進めやすい相談体制や支援制度を整備します。</p>
12	河辺地域では、自治会が 4、公民館が 1、分館が 4 箇所ありますが、どのような形での再編を考えているのか。また、どのような方法で再編を進めていくのか。		

番号	委員質問・意見	回答・事例紹介
業務・事務		9 ページ参照（先進地事務引継ぎ例）
13	地域事業の計画、企画、立案等の報告は。	本来は、自治会に関する会計や事業は、自治会が行うことが原則ですが、職員が携わっていることが多いのは事実です。
14	地域予算（交付金）の配分と決算報告義務	組織内でご対応いただける体制整備をお願いしていますが、再編に合わせて引き続き自立した活動ができる支援体制のあり方を検討します。
15	市民へのサービス業務と市とのパイプ役の明確化	なお、自治会で事務等が行える体制が整うまでは、一括した事務の移管は行いません。
16	地域と市の情報共有について	
17	部会の資料作成や事務的なことは、部会でやるのか、それともセンター主事がやるのか	
その他		
18	抽象化しすぎて、議論しづらい。	付随する管理体制や職員体制などの各論については、令和4年度に検討していただく予定ですが、可能な限り事例等を踏まえてご説明します。
19	既にコミュニティセンター化され、運営している地域自主組織で地域委員（担当者）からの設立までの経緯と現状を聞かせていただきたい。	※ 別紙「雲南市の地域づくり活動のあり方に関する報告書」参照



## 【組織】

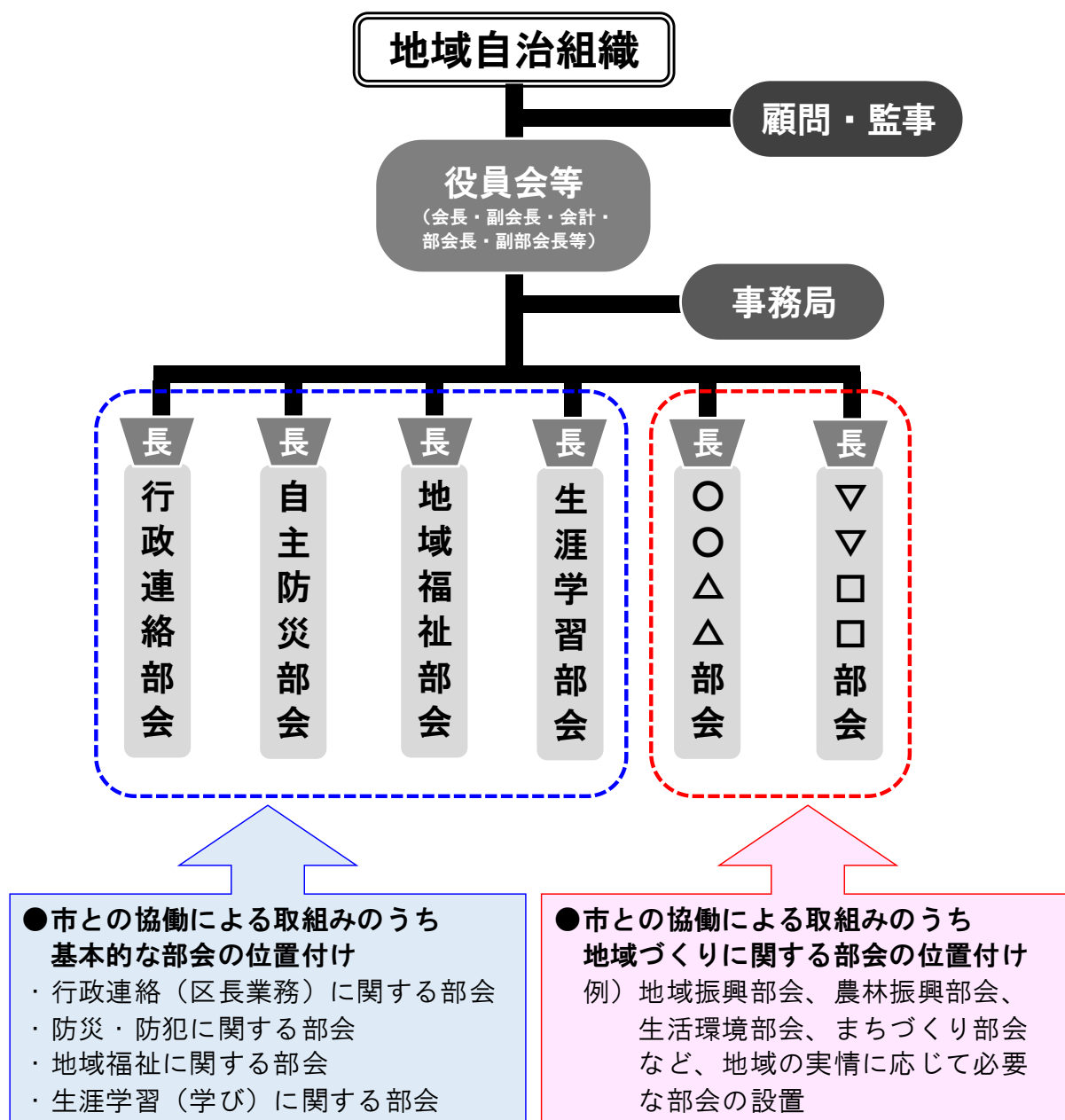
全国的な地域自治組織の基本的な体制については、次のような部会の位置付けが多く見受けられます。

- ・ 地域づくり部、地域福祉部、地域安全部、生涯学習部

当市としては、基本的には、これまでの体制から大きな変更はないと考えておりますが、自治会と公民館の一本化による新たな組織となることから、公民館が担ってきた生涯学習の位置付けとして、新たに「生涯学習部」の設置が必要であると考えます。

ただし、地域づくりに関しては、地域の活性化や課題の解決に必要な部会、例えば、地域振興部会や農林振興部会、生活環境部会など、地域の実情に応じた部会の位置付けは、地域ごとに検討していただくこととなります。

### ★ 地域自治組織の基本的な体制のイメージ図



## 【組織の再編】

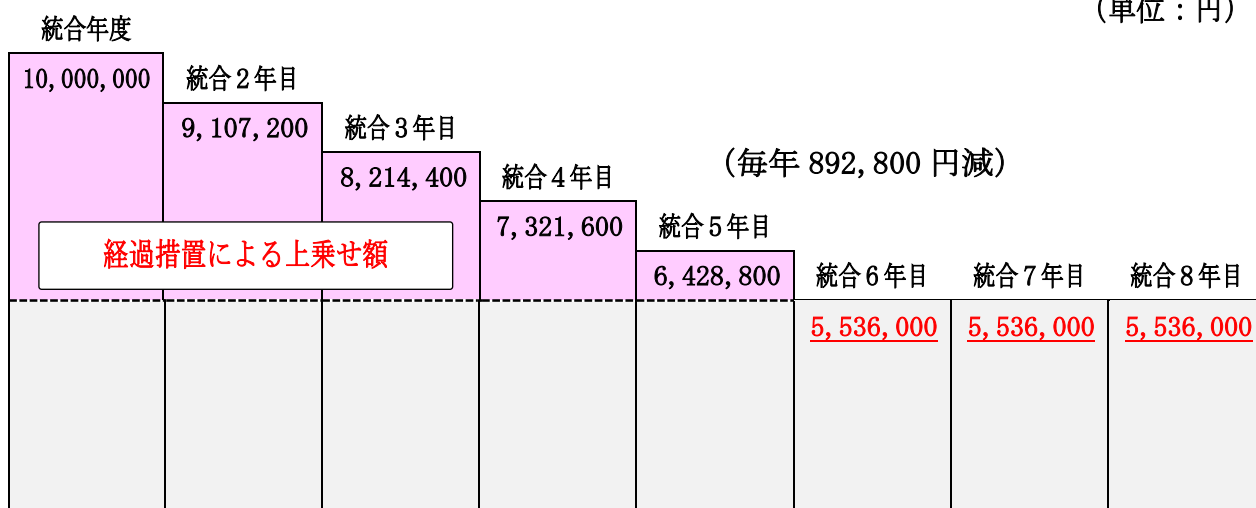
地域自治組織（地区公民館と自治会）の再編以降に、人口減少や高齢化などの進展により、地域自治組織単独での活動が困難となり、隣接する地域自治組織との統合が決定した場合の「地域振興一括交付金」の取扱いについては、統合における地域自治組織の円滑な活動を保障するため、統合の翌年度から5年の間で段階的に減額しながら交付します。

例えば、4地域自治組織が統合する場合、統合前の1地域自治組織の交付金を2,500,000円と仮定した場合、下記の適用イメージのとおりとなります。

ただし、経過措置による上乗せ部分の交付金額については、統合後5年の間で使用することとします。

### ★ 経過措置の適用イメージ図

(単位：円)



#### 【減額対象交付金】

##### 1 地域自治組織あたり

地域自治組織活動均等割	880,000円
地域自治組織活動会長手当相当分	480,000円
自主防災活動均等割	128,000円
合計	1,488,000円

##### ● 減額総額（3地域自治組織分）

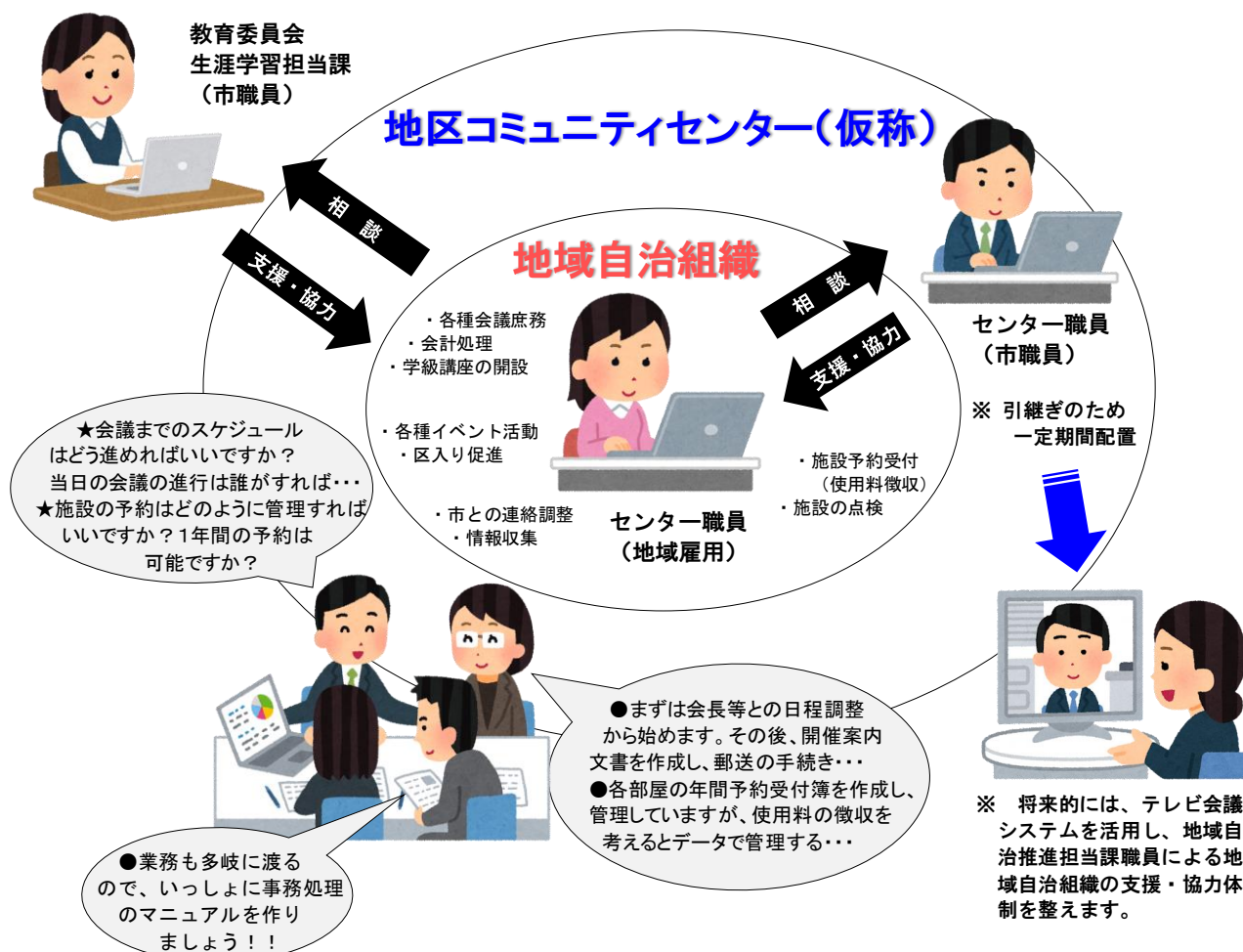
$$1,488,000円 \times 3地域自治組織 = 4,464,000円減額$$

## 【業務・事務】

地区公民館のコミュニティセンター化に伴う自主運営に向けた全国的な取組みとして、直営から指定管理への段階的な移行の体制が多くとられています。

例えば、指定管理者制度を導入する場合、施設の貸館や維持管理をはじめ、これまでの公民館事業や、実質、職員が多く携わった自治会事業などの事務の移管については、引継ぎのため一定期間、市職員と地域で雇用される職員と一緒に業務を行うことが考えられます。

### ★ 事務引継ぎ体制のイメージ図



### 【地域の不安な声】

- 自治会と公民館との一本化、地区公民館のコミュニティセンター化になれば、これまでの公民館事業と自治会事業など、負担が大きくなるので、会長をはじめ、事務局職員の受け手が見つからないのではないか心配だ。

### 【対応策】

- 地区コミュニティセンター（仮称）に移行した場合、当面の間、市職員を配置し、地域雇用の職員といっしょに業務に携わりながら、事務処理マニュアルなどを作成し、引継ぎを行います。その後の支援体制の強化も図ります。

## 【その他】

島根県雲南市では、住民の自主性・自立性による新しいまちづくりを推進するため、平成19年度までに市内すべての地区に「地域自主組織」を立ち上げられました。

また、平成22年度から公民館を市長部局の交流センターに移行し、自治自主組織の活動拠点として整備をされました。

この公民館の交流センター化に関しては、地域自主組織や公民館関係者などで構成された「地域づくり活動検討委員会」を立ち上げられ、今後の地域自主組織や公民館等のあり方について検討し、「雲南市の地域づくり活動のあり方に関する報告書」をまとめ、この報告書に基づき、公民館を交流センター化されたものであります。

なお、その報告書に検討委員の皆様の意見等が掲載されていますので、今後、検討する上でのご参考としてください。

※ 別紙「雲南市の地域づくり活動のあり方に関する報告書」参照